

# 墨田区管理用地（道路・公園・河川）の使用に係るシェアリング事業者公募要項

## 1 目的

墨田区（以下「区」という。）では、令和2年1月から実施した「墨田区シェアサイクル社会実験事業」の結果、シェアサイクルの利用は着実に増加していること、自転車総量の抑制や区民の利便性向上に一定の寄与があると認められることから、令和6年2月にシェアリング事業者に区管理用地を有償で使用させる公募を行い、4月から使用を開始している。

この度、シェアサイクル等を駐車する場所（以下「サイクルポート」という。）を提供できる区管理用地（道路）について、追加で公募を行う。

## 2 区管理用地の使用期間

令和8年2月1日から令和9年3月31日まで（使用期間1年2か月）

使用期間終了の5か月前に、改めて公募する。

## 3 区管理用地の使用に係る基本的な考え方

- （1）区管理用地を使用するシェアリング事業の車両は、自転車と特例特定小型原動機付自転車とする。
- （2）区管理用地の面積の範囲内において、各事業者が車両の大きさや事業採算性を考慮し、サイクルポートとして定める任意の面積（縦方向は固定）で使用することができる。
- （3）区管理用地は、複数の事業者が共用した場合でも区民が円滑にサイクルポートを利用できる台数配置となることや、設置条件である柵（駐輪器具）を複数事業者が公平に所有できることを考慮して、事業者数の上限を設定している。
- （4）事業者及び使用面積の決定については、区管理用地を希望する事業者数が上限以下の場合とそれを超える場合、各事業者の申込面積の合計が使用可能面積以下の場合とそれを超える場合で、次のとおり取扱う。

条件		区管理用地を希望する事業者数	
		上限以下	上限を超える
申込面積の合計	面積用以可能	各事業者の申込面積で決定する。	公募開始時における直近の各事業者サイクルポート（設置が決定した区管理用地含む。）の直線距離が、最も近い事業者から上限となるまで順に外して、各事業者の申込面積で決定する。
	使用可能面積	各事業者の申込面積から案分計算した面積で決定する。 ただし、案分した面積が最低面積未満となった事業者を外し、改めて案分計算した面積で決定する。	公募開始時における直近の各事業者サイクルポート（設置が決定した区管理用地含む。）の直線距離が、最も近い事業者から上限となるまで順に外して、各事業者の申込面積から案分計算した面積で決定する。 ただし、案分した面積が最低面積未満となった事業者を外し、改めて案分計算した面積で決定する。

#### 4 区管理用地

番号	名称	所在地	使用可能面積 (m <sup>2</sup> )	事業者上限
1	墨5号路線	墨田区江東橋一丁目1番先	9.12	2

区管理用地の詳細については、別紙1及び別紙2のとおりとする。

#### 5 公募参加資格及び条件

- (1) 事業者は、シェアリング事業を目的とした法人であり、東京23区内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (2) 国内での自転車又は特例特定小型原動機付自転車のシェアリング事業実績を、公募開始時点で1年以上有していること。
- (3) 車両のシェアリングは、スマートフォン等で貸出・返却が可能で、サイクルポートに駐車可能台数を超える返却ができないシステムであること。

#### 6 応募手続

##### (1) 応募日時

令和7年12月24日(水)から令和8年1月16日(金)まで  
午前9時から午後5時まで(閉庁日は除く。)

##### (2) 応募場所

住 所 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所10階  
墨田区都市整備部土木管理課交通安全担当  
E-Mail koutsuanzen@city.sumida.lg.jp

##### (3) 応募方法

「墨田区管理用地(道路・公園・河川)の使用に係るシェアリング事業申込書」(様式第1号)及び「墨田区管理用地(道路・公園・河川) 使用面積申込書」(様式第2号)に所定の事項を記入し、必要書類を添えて土木管理課交通安全担当に持参、郵送又はメールで提出(押印不要)

##### (4) 必要書類

応募に当たっては、次の書類を1部提出すること。

- ア 事業者の概要、担当部署の組織配置(様式自由)
- イ 法人の全部又は一部事項証明書の写し(目的区、役員区の記載があること。)
- ウ シェアリング事業の事業実績及びサイクルポートの配置状況(様式自由)
- エ 参加条件を満たした貸出・返却システムの概要(様式自由)
- オ 車両、サイクルポート及び駐輪器具の仕様が分かる資料(様式自由)

## 7 事業者及び使用面積の決定について

### ( 1 ) 使用を希望する面積の申込み

事業者は、「墨田区管理用地（道路・公園・河川）使用面積申込書」（様式第2号）に、使用を希望する面積を記入して申し込むこと。

申込面積は、使用可能面積の範囲内で車両の大きさや事業採算性を考慮して、駐輪器具等の設置が可能な面積（縦方向は固定）とする。

また、使用面積が案分による計算となった場合に、当該区管理用地において運営するために必要な最低面積も記入すること。

### ( 2 ) 事業者及び使用面積の決定方法

区は、区管理用地ごとに各事業者の申込面積を集計し、番号順に次のとおり事業者及び使用面積を決定していく。

#### ア 区管理用地の使用を希望する事業者数が上限以下の場合

##### （ア）各事業者の申込面積の合計が使用可能面積以下の場合

各事業者の申込面積で決定する。

例：使用可能面積が $20.00\text{ m}^2$ の区管理用地において、申込面積がA事業者 $5.00\text{ m}^2$ 、B事業者 $10.00\text{ m}^2$ 、C事業者 $3.00\text{ m}^2$ の申込面積（合計 $18.00\text{ m}^2$ ）の場合は、申込面積で決定する。

##### （イ）各事業者の申込面積の合計が使用面積を超える場合

各事業者の申込面積合計から案分計算（小数第3位を四捨五入）した面積で決定する。

例：使用可能面積が $20.00\text{ m}^2$ の区管理用地において、申込面積がA事業者 $15.00\text{ m}^2$ （最低面積 $5.00\text{ m}^2$ ）、B事業者 $10.00\text{ m}^2$ （ $5.00\text{ m}^2$ ）、C事業者 $5.00\text{ m}^2$ （ $3.00\text{ m}^2$ ）、申込面積合計 $30.00\text{ m}^2$ の場合

- ・ A事業者は $15.00\text{ m}^2$ （申込面積） $\div 30.00\text{ m}^2$ （合計面積） $\times 20.00\text{ m}^2$ （使用面積） $= 10.00\text{ m}^2$
- ・ B事業者は $10.00\text{ m}^2 \div 30.00\text{ m}^2 \times 20.00\text{ m}^2 = 6.666\text{ m}^2 = 6.67\text{ m}^2$
- ・ C事業者は $5.00\text{ m}^2 \div 30.00\text{ m}^2 \times 20.00\text{ m}^2 = 3.333\text{ m}^2 = 3.33\text{ m}^2$

各事業者の案分面積があらかじめ提示した最低面積以上であるため、案分面積で決定する。

ただし、案分した面積が、事業者があらかじめ提示した最低面積未満となつた場合は、その事業者を外して、改めて案分計算して決定する。

例：使用可能面積が $20.00\text{ m}^2$ の区管理用地において、申込面積がA事業者 $15.00\text{ m}^2$ （最低面積 $5.00\text{ m}^2$ ）、B事業者 $10.00\text{ m}^2$ （ $5.00\text{ m}^2$ ）、C事業者 $5.00\text{ m}^2$ （ $4.00\text{ m}^2$ ）、申込面積合計 $30.00\text{ m}^2$ の場合

- ・ A事業者は $15.00\text{ m}^2 \div 30.00\text{ m}^2 \times 20.00\text{ m}^2 = 10.00\text{ m}^2$
- ・ B事業者は $10.00\text{ m}^2 \div 30.00\text{ m}^2 \times 20.00\text{ m}^2 = 6.666\text{ m}^2 = 6.67\text{ m}^2$
- ・ C事業者は $5.00\text{ m}^2 \div 30.00\text{ m}^2 \times 20.00\text{ m}^2 = 3.333\text{ m}^2 = 3.33\text{ m}^2$

C事業者の案分面積があらかじめ提示した最低面積未満となるため、C事業者を外して、改めて案分計算する。

- ・ A事業者は $15.00\text{ m}^2 \div 25.00\text{ m}^2 \times 20.00\text{ m}^2 = 12.00\text{ m}^2$
- ・ B事業者は $10.00\text{ m}^2 \div 25.00\text{ m}^2 \times 20.00\text{ m}^2 = 8.00\text{ m}^2$ で決定する。

#### イ 区管理用地の使用を希望する事業者数が上限を超える場合

当該区管理用地と、公募開始時点における直近の各事業者サイクルポート（設置が決定した区管理用地を含む。）との直線距離が、最も近い事業者から上限となるまで順に外して、**上記ア**のとおり決定する。

例：使用可能面積が 5.00 m<sup>2</sup>、事業者上限が 2 である区管理用地において、申込面積が A 事業者 3.00 m<sup>2</sup>、B 事業者 3.00 m<sup>2</sup>、C 事業者 3.00 m<sup>2</sup>の場合

当該区管理用地の入口から直近の各事業者サイクルポート（設置が決定した区管理用地を含む。）との直線距離を計測する。

A 事業者 50m、B 事業者 100m、C 事業者 150m であった場合は、最も近い A 事業者を外して、案分計算する。

・B 事業者は  $3.00 \text{ m}^2 \div 6.00 \text{ m}^2 \times 5.00 \text{ m}^2 = 2.50 \text{ m}^2$

・C 事業者は  $3.00 \text{ m}^2 \div 6.00 \text{ m}^2 \times 5.00 \text{ m}^2 = 2.50 \text{ m}^2$  で決定する。

#### (3) 使用許可申請の設置調整

事業者及び使用面積が決定した区管理用地については、共用する事業者間及び管理者と位置や駐輪器具等の設置調整を行った上で、事業者が各所定の使用許可手続を行う。

なお、事業者は、様式第 1 号を提出することで、区が記載された情報を共用する他事業者に公表することに同意しているものとみなす。

### 8 スケジュール

#### (1) 公募受付期限

令和 8 年 1 月 16 日（金）午後 5 時まで必着（閉庁日は除く。）

#### (2) 事業者審査及び審査結果通知日

令和 8 年 1 月 19 日（月）

#### (3) 使用許可申請期間（予定）

令和 8 年 1 月 26 日（月）から

#### (4) 使用開始日（予定）

令和 8 年 2 月 1 日（日）から

使用許可申請の提出時期等により、使用開始日が遅れる場合があります。

### 9 担当部署

墨田区都市整備部土木管理課交通安全担当

住所 〒130 - 8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号 墨田区役所 10 階

電話番号 03-5608-6203

E-Mail koutsuanzen@city.sumida.lg.jp